

『児童発達支援自己点検及び評価シート』

作成日 : 令和3年3月22日

事業所名 : 堺市立第2つぼみ園

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・ 体制整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	各クラスの子どもの状況に合わせてロッカー等の配置を工夫し、子どもが落ち着ける空間づくりを工夫している。少人数での活動プログラムや児のクールダウンが必要時、保護者学習会など保育室、相談室を多様に活用している。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	保育士や児童指導員を基準以上配置している。各種セラピストがおり、他職種が連携して支援にあたっている。あい・さかいサポートリーダーの配置は無。
	③送迎体制・添乗員の確保	台数が限られている中で乗車時間が長くないようルートを工夫することは継続課題である。職員はローテーションで添乗業務を行うため、安全に楽しく乗車できるよう各児への配慮事項を添乗表にその都度記し、ミーティングでも情報共有している。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	写真やイラスト、文字など視覚支援ツールを用いて活動の理解を促すよう工夫している。
	⑤職員の健康診断の実施	採用時及び年1回の健康診断とストレスチェックを実施している。必要に応じて産業医の面談を受けることができる。法人内に衛生委員会が設置されており、頸肩腕障害検診や健康、労働環境等に関する研修を実施している。
2 業務改善	①アンケート等による利用児・保護者のニーズの把握とフィードバック	無記名の利用者評価アンケートを実施、集計し法人のホームページや『事業団だより』で公表している。毎年保護者会と要望懇談会を実施し直接意見等を聴取し、全職員にフィードバックしている。毎日通園とは異なる並行通園等の療育支援の実態に応じた保護者ニーズを把握できるよう、アンケート項目を変更して実施している。面談や電話で話しにくい時に利用してもらえるようホームページにご意見箱を設置した。
	②職員の支援技術の向上・虐待防止等の研修 (障害児通所支援事業者育成事業利用の有無)	多職種による園内研修を実施。派遣研修はコロナウイルスの影響により中止となったものもあるが、オンラインでの研修を実施した。外部講師によるスーパーバイズを受ける事例検討会など、資質向上を図るための多様な研修を計画的に実施している。 人権研修、虐待防止研修を実施している。

	③虐待防止等のための責任者を設置	虐待防止受付担当者として園長代理を、虐待防止対応責任者に園長を選定している。
	④利用児、保護者からの苦情や意見への対応及び事業運営への反映	要望で出されたおもちゃの修繕、取り換えについては直ちに行った。引き続きおもちゃ、遊具等の日々の点検等環境整備を行う。コロナウイルスの影響で学習会や保護者交流会等の機会が減少した。親子登園の機会や学習会、保護者交流会等の実施への期待は大きかった。次年度は、引き続き感染防止対策を徹底し、親子登園や交流会の実施方法を工夫して取組むとともに機会を増やしていきたい。
3 適切な 支援の 提供	①児童発達支援管理責任者による児童発達支援計画の作成（アセスメント・利用児及び保護者の意向確認・計画案の作成・会議開催・計画の保護者への説明及び交付）	入園及び次年度継続が決定後、保護者からの聴き取りを行い、支援開始時の支援計画案を作成し、保護者と確認し、計画を交付している。 その後半年内に児の様子を関わる職員で討議し計画を修正、新たな支援計画案を保護者と確認し、支援計画を作成。個人懇談にて、内容の詳細を説明および交付している。
	②モニタリングの実施、計画の見直し	毎日登園児には、年2回個別支援計画の見直し、並行通園児については、半年後の見直しを実施。年度末に、個別支援計画を基に1年の振り返りを個人懇談にて保護者とともに行っている。 モニタリングについては、児童発達支援管理責任者や関わる職員で、園児の様子や支援の方法を日常的に確認するとともに、児童発達支援管理責任者が定期的に保護者と面談している。また、個別支援計画作成前には、保護者の意向を書面にて確認し、モニタリングの内容と合わせて、個別支援計画を見直している。
	③個別の課題に対応した活動内容・プログラム	個別支援計画に基づく活動を集団保育に組み込んでいく。各クラスで保育カリキュラムを作成。個々に応じた教材の工夫や関わり方については、支援計画に記載し、クラス会議、月案会議の中で確認している。これまで課題に応じ、自由遊びの中での集団作りや合同保育などクラスの枠組みを超えた取り組みを行っていたが、コロナウイルス感染症拡大防止のため合同保育は中止とした。クラスで少人数のグループ保育を実施し、課題に応じた取り組みを行った。
	④ミーティング等の実施	職場全体に周知が必要な内容については毎日全体ミーティングを行い、内容によっては毎日保育者ミーティングの中で、タイムリーに情報共有や調整等を行っている。コロナウイルスの感染拡大防止対策等についてもミーテ

		<p>ィング等でタイムリーに情報共有を図った。</p> <p>毎日保育内容の詳細を担任間で確認し、保育終了後には振り返りを行い、園児の変化を確認し、次の療育につなげている。</p>
	⑤支援内容の記録	<p>毎日、家庭連絡帳にて、保護者と書面で家庭での様子と園での様子について情報共有を行っている。保育日誌やクラス会議録を作成している。</p>
4 関係機関との連携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	<p>サービス担当者会議、相談支援事業所からのモニタリングには児童発達支援管理責任者、状況により担任が対応、参加し、支援方法や各種情報の共有を行っている。また、家庭への支援が欠かせない等困難ケースについては、相談支援事業所につなぎ、連携を図っている。</p>
	②認定こども園・幼稚園・保育園、保健センター等との連携	<p>保護者への進路相談の一環として毎年実施しているこども園、幼稚園の施設見学は調整の結果感染防止の観点から実施を見合わせた。移行支援として保護者を通じ個別支援計画の提供や引継ぎ会議を開いている。並行通園児については、保護者の同意を得て在籍園を訪問し、園での子どもの様子を知るとともに、連携して子どもを支援できるようにしている。また、地域での見守りが必要なケース等は保健センターや家庭児童相談室とも連絡を取り合いながら支援している。</p>
	③他の児童発達支援事業所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所等との連携	<p>各事業所や関係機関向けに実施していた施設見学会や体験についてはコロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。また、当事業団として実施している児童発達支援事業所職員との研修及び交流会はオンラインで開催した。次年度も状況に応じて内容、実施方法を検討し取り組んでいく予定である。</p>
	④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制	<p>基本的には、主治医からの意見書をもとにケアを行っており、緊急対応が必要な子どもについては、つぼみ診療所を通して主治医や医療機関と連絡をとり対応している。</p>
	⑤就学する際の移行支援（学校との引継ぎ・情報共有等）	<p>引き継ぎの資料として個別支援計画を保護者の同意のもと就学先に提供している。進学先との引継ぎは、感染拡大防止策を講じ、進学先の担任と対面や電話で実施。また進学先の希望により園生活の様子を見に来ていただくなど丁寧な移行支援を行っている。地域園へ就園した児の引継ぎは感染防止の観点から電話で行った。</p>

	⑥「あい・ふぁいる」の活用	新入園児の保護者に「あい・ふぁいる」を渡し、最初の個別支援計画書を交付する際に綴じる等、その活用法を伝えている。また、家族支援プログラムの一つとしてサポートブック作りの作成会は、感染拡大防止のため実施を見送ったが、例文集等を配布し、「あい・ふぁいる」を活用したサポートブック作りを行い個別に対応した。
5 保護者への説明責任等	①運営規程、支援内容、利用者負担の説明	新入園児に対しては、利用契約についての説明会で、重要事項説明書に基づいて、丁寧にお伝えしている。継続児についても、毎年、年度初めにあらためて説明を行っている。
	②保護者からの相談への適切な対応、必要な助言	家庭連絡帳により、日々保護者と子どもの様子や家庭での困りごとについてやり取りしている。その他、気になることがあれば電話による相談や来園時に時間をとって必要な助言を行うこともある。担任、児童発達支援管理者、担当セラピストと情報共有を心がけている。
	③会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信	年間行事予定を年度当初に配布。また、毎月クラスだよりと園だよりを発行し、行事予定の詳細と各クラス保育の様子等園でのとりくみや、絵本や歌の紹介、各職種からの情報提供に努めている。法人全体では、広報誌『事業団だより』の発行やホームページ、フェイスブックによる情報発信を行っている。
	④日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告	毎日の家庭連絡帳にて、日々の支援内容と園児の様子、給食の食事量や特食対応など記載している。(食具の使用や食事時の姿勢、特食対応については、個別支援計画にて確認) 家庭連絡帳以外にも、保護者の来園時やバス送迎時に報告したり、電話で対応することもある。
	⑤おやつ代等実費徴収している費用に係る領収書の発行、精算報告	毎月引落日までに明細を記した「請求書」を発行し、保護者にお渡ししている。入金確認後、「領収書」「代理受領のお知らせ」をお渡ししている。
	⑥身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載	身体拘束と考えられる行為について、児童発達支援管理者を含めた関係者で支援方法を検討する。やむを得ない場合については、個別支援計画に記載し、保護者に説明し確認の上同意を得ている。当対応に関しては、今後は軽減していくという見通しと合わせて、保護者とも確認するようにしている。常に支援の質の向上を目指し、職員間で、率直に議論していく。

6 非常時の対応	①緊急時対応マニュアル、感染症マニュアル、事故対応マニュアルの整備と職員への周知	法人で、緊急時対応マニュアル、感染症対策マニュアル、事故対応マニュアルを整備している。年度当初に職員研修を通して、各種マニュアルの周知をしている。今後も職員一人一人の意識の向上を図っていく。
	②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施	年間計画を作成し、火災・地震・不審者・自由外出児（園児搜索）訓練を行っている。必要に応じて、消防署にも協力をいただいているが、今年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため消防署からの出動はなくなった。次年度は状況が可能であれば、協力をいただき、より実践的な内容で実施したい。
	③ヒヤリハット、事故の事例を収集し再発防止等について事業所内において共有	ヒヤリハットやけが報告、事故報告について、全体ミーティングで、タイムリーに共有し、注意喚起している。また、報告を毎月集計、分析し、事故の起こりやすい時間帯への注意喚起など再発防止に取り組んでいる。
7 その他	①地域との交流	毎年実施している近隣のこども園との施設間交流はコロナウイルス感染拡大防止の観点で実施は見送りとなった。手作りのプレゼント交換のみ実施した。次年度は可能な状況であれば実施予定。地域の自治会や近隣する施設と共同で取り組んでいる「ファインエリアフェスティバル」は感染防止の観点で中止となった。園庭開放や土曜日クラブは感染症対策を十分に講じ実施した。